

(写)

稲 監 第 552 号
令和 4 年 11 月 24 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修
稲城市監査委員 池田 英司

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和4年度財政援助団体等監査 結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

なお、本監査は稲城市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 財政援助団体

(1) 社会福祉法人正夢の会（コラボいなぎ）

(2) 特定非営利活動法人わくわく（わくわく）

(3) 一般社団法人Seedling（障害者就労支援センターなえぎ）

2 所管部署

福祉部 障害福祉課

3 監査対象事項

稲城市障害者日中活動系サービス推進事業補助金

第3 監査の範囲

令和3年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の実施期間

令和4年8月24日から令和4年11月22日まで

第5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

第6 監査の主な実施内容

監査は、次の着眼点に掲げる事項が適正に行われているかどうかについて、監査対象の団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの事情聴取等、稲城市監査基準に準拠し通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

1 所管部署

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認はなされているか
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか

2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか
- (2) 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか
- (5) 出納関係帳票の整備・記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か

第8 監査の結果

監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務並びに所管部署における事務については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に以下のとおり改善又は検討すべき事項が見受けられたので、必要な措置を講じ、今後の事務の執行に万全を期していただきたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。

1	区分	指摘事項
	対象	福祉部障害福祉課 対象の補助金：稲城市障害者日中活動系サービス推進事業補助金
	内容	補助金のメニュー選択式加算額について、要綱第4条では前年度（令和2年度）の一般就労実績が対象となっているが、当年度（令和3年度）の実績に基づいた変更交付申請及び実績報告に対しても、補助金額を加算する変更交付決定及び補助金額の確定を行っていた。 令和4年度に上記の事実が発覚し過年度分として補助金を返還させているが、補助金の変更交付決定及び額の確定の審査における確認方法が十分ではないように見受けられたため、十分注意を払って実績報告書類等の精査を進められたい。